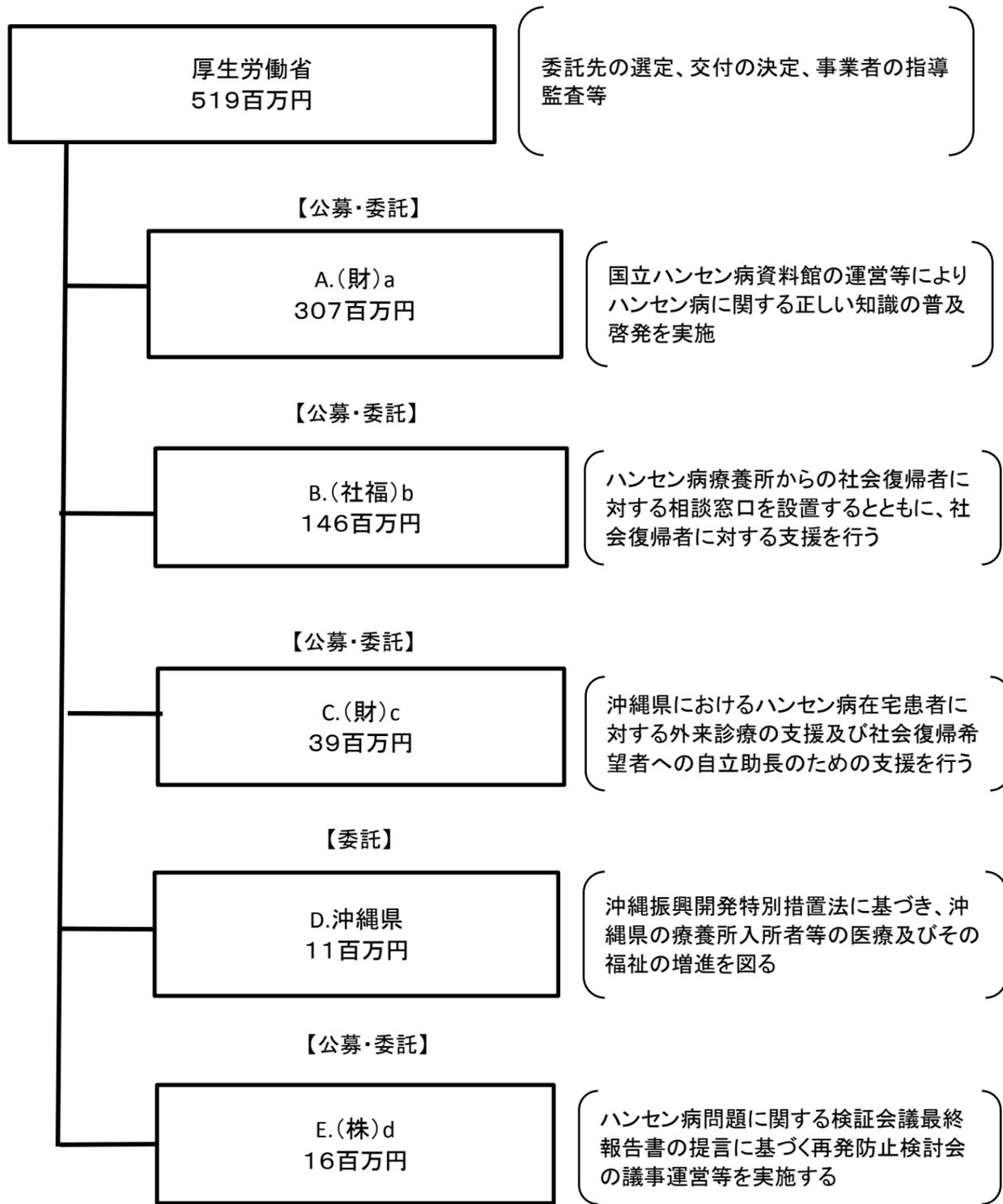


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	ハンセン病対策事業委託費	事業開始年度	平成5年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	疾病対策課	疾病対策課 難波 吉雄		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第14条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>ハンセン病対策の推進を図るため、以下の委託事業を実施。</p> <p>①広く一般国民に対し、ハンセン病に対する偏見・差別の解消と正しい知識を深めるための普及啓発事業。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰支援事業。 ③沖縄県のハンセン病在宅患者等に対する支援事業。 ④「ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言再発防止検討会」の検討調査事項の検討及び議事運営。</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第14条】 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者(廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。)の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第17条】 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条】 国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。</p>					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館の運営。 ②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援 ③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及。 ④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等の検討。</p>					
実施状況	<p>国立ハンセン病資料館にて企画展示の開催、語り部による活動等により、平成21年度の入館者数は21,881名となっている。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	427	534	519	544	543
	執行額	427	534	519		
	執行率	100	100	100		
	総事業費(執行ベース)	427	534	519		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	<p>支出先・使途の把握については、事業完了後提出される事業実施報告により把握。</p>				
	見直しの余地	<p>平成21年4月から施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第14条には「国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する者(廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。)の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金等必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、また、第18条においては「国はハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、社会復帰支援や名誉回復措置等が法律上明確に義務づけられるようになったところである。ハンセン病対策事業委託費を見直すことは、これらの施策を減退させることとなり、今後も引き続きハンセン病であった方々の名誉の回復のための措置等を講ずるためにも、見直しは困難である。</p>				
予算・監視の効率化	<p>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き適切な予算執行に努めること。</p>					
補記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)



A.(財)a			E.(株)d		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	消耗品、印刷費、通信費、会議費等	187	人件費	職員基本給	8
人件費	職員基本給等	109	庁費	賃金、印刷製本費等	5
旅費	講師等派遣旅費	7	旅費	講師等派遣旅費	2
謝金	講師等派遣謝金	4	謝金	講師等派遣謝金	1
計		307	計		16
B.(社福)b			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
庁費	消耗品、印刷費、通信費、会議費等	129			
人件費	職員基本給等	16			
旅費	講師等派遣旅費	1			
計		146	計		0
C.(財)c			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員基本給等	22			
庁費	消耗品、印刷費、通信費、会議費等	17			
計		39	計		0
D.沖縄県			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	職員基本給等	11			
計		11	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)